

ID: 1033

担当部署: こども福祉部 こども家庭室 こども政策課

処分の概要	受給資格者の所得による支給の制限②		
法令名 根拠条項	児童扶養手当法 第9条の2		
法令番号	昭和36年法律第238号		
【根拠条文】 第9条の2 手当は、受給資格者(前条第1項に規定する養育者に限る。以下この条において同じ。)の前年の所得が、その者の扶養親族等及び当該受給資格者の扶養親族等でない児童で当該受給資格者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の11月から翌年の10月までは、支給しない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日